

「2011年度研究助成」研究結果（概要）報告

一般社団法人日本内部監査協会

研究助成は、一般社団法人日本内部監査協会が、内部監査あるいは内部統制に関する調査研究を奨励し、もって内部監査及び関連する諸分野の理論及び実務の研究を推進することを目的として運営するものです。

2011年度に助成金給付対象となった下記4件について、研究結果の概要を対象者からご報告いただきました。

「2011年度研究助成」助成金給付対象案件（順不同・敬称略）

| 申請者（所属先・職位：2011年9月現在） | 研究課題 |
|-----------------------------|--------------------------|
| 齋藤 正章（放送大学教養学部 准教授） | 純粋持株会社の子会社に対する内部監査に関する研究 |
| 石川 恵子（実践女子大学人間社会学部 准教授） | わが国の地方自治体における内部統制の整備構築 |
| 田中 智徳（中部大学経営情報学部 経営会計学科 助教） | 内部統制監査と不正問題 |

研究課題：純粋持株会社の子会社に対する内部監査に関する研究

放送大学教養学部 准教授

齋藤 正章

キーワード：純粋持株会社、グループ経営、グループ企業の内部監査、子会社間シナジー

「組織は戦略に従う」と言われる。1997年の独占禁止法の改正等により解禁された純粋持株会社は年を追うごとにその数を伸ばしている。このことは、純粋持株会社が多くの企業にとって、今日の経営戦略にフィットする組織形態であることを示唆するものである。その戦略とは、①グループ全体として最適な戦略立案・意思決定・投資が可能になる、②持株会社、各事業子会社とも役割が明確化し、

事業責任が徹底される、③グループ企業に権限が移譲されることで、意思決定のスピード化が図れる、④事業の買収や売却、再編などM&Aが容易になる、⑤各事業子会社の業種や業務の特性に応じた人事制度の運用ができる、などがあげられる。

しかし、純粋持株会社になったからといってこれらの戦略が容易に実行可能となるわけではない。むしろ課題を先送りしている企業も多く、グループ経営に行き詰まりを感じている企業もあるのではないだろうか。本研究は、こうした問題意識のもと、内部監査的なアプローチから問題解決を試みるものである。「グループ企業の内部監査をどう行ったらよいか」に答えることが本研究の目的である。

研究初年度は、研究対象の絞り込みを行った。東証1部上場企業の純粋持株会社に限定し、その数を調査した。時系列的には増加傾

向があるという認識は一致しているが、企業数となると研究者によってバラツキがあるためである。企業数を詳細に調べると、子会社数が比較的多い電気、機械といった産業や卸売業のなかの商社においては、純粋持株会社の数が少ない。そこで、次年度は純粋持株会社を選択する各企業の特性についてさらに詳細に調査することとした。仮説の設定からその検証方法の検討に時間を要し、引き続き検討を行っているところである。これらの作業から得られた感触としては、若干飛躍するが、純粋持株会社として子会社間のシナジー効果

を享受するためには、組織目標の明確化とその達成度の評価方法を確立しなくてはならず、そのために内部監査が欠かせないということである。そのためのロジックを明らかにしていきたい。

折しも今年（平成26年）2月に経済産業省から「純粋持株会社に対する調査結果」が公表され、純粋持株会社研究もより盛んに行われると期待される。そのなかでいち早く内部監査の役立ちに関する成果を公表すべく努力する次第である。

研究課題：わが国の地方自治体の内部統制の整備・構築

日本大学経済学部 准教授

石川 恵子

キーワード：内部統制、地方自治体、不適正な経理処理、不正なトライアングル、監査委員監査制度

本研究の目的は、わが国の地方自治体の内部統制の整備・構築に向けての展望と課題を検討することにあつた。そのもとでの研究対象は、大規模な地方自治体（都道府県・政令指定都市）において発覚した不適正な経理処理であり、これに対応した内部統制の整備・構築に向けての課題と展望を検討した。

不適正な経理処理とは、会計検査院が2010年12月に公表した『都道府県及び政令指定都市における国庫補助金に係る事務費等の不適正な経理処理等の事態、発生の背景及び再発防止策についての報告書』のなかで指摘した需要費の支払いに係わる経理処理の問題である。これには、預け金、一括払い、差し替え、翌年度納入、前年度納入といった方法があり、その特色は業者を利用して行うものである。

はじめに、地方自治体において不適正な経理処理が行われた背景について整理した。その主たる原因として、(1)補助金を使わなければならないという動機づけが働いていたこと、(2)事務の効率化を図るためには、多少の事務上の瑕疵は許される、といった誤った認識が働いていたことを明らかにした。

次に、なぜ、事務の効率化を図ることが不適正な経理処理を招くことになったのか、ヒアリング調査を実施することにより、その実態の把握に努めた。その結果、地方自治体においては、不正リスクを明確化し、当該情報に基づいて、組織内部のけん制機能を強化するような体制を備えていないことについて、D.R.Cresseyの仮説「不正のトライアングル」を援用して明らかにした。

また、内部監査の機能の強化面の問題として、現行の監査委員監査制度においては、職員の人事配置の問題や専門性についての問題があることを明らかにした。

最後に、本研究における研究課題としては、小規模あるいは中規模の地方自治体においても、大規模な地方自治体と同様の結果が得られるか否かを検討する必要があることを明らかにした。

研究課題：内部統制監査と不正問題

中部大学経営情報学部
経営会計学科 講師

田中 智徳

キーワード：内部統制、経営者不正、財務諸表不正、不正のトライアングル、不正のトライアングルの修正

本研究は「内部統制監査と不正問題」とのテーマのもと、不正問題、特に、経営者不正に焦点を当て、以下の点から考察している。

1. 経営者不正と内部統制の関係

経営者等による不正事例を契機に導入されたわが国の内部統制報告制度であったが、2013年の監査基準の改訂および監査における不正リスク対応基準の設定の背景となった事例では、経営者によって内部統制が無視され、有効に機能していなかったことが明らかとなった。そこで、市場の信頼を失墜させる行為である経営者不正について、対応を検討する必要があることを提起している。

2. 財務諸表不正における経営者の位置づけ

公認不正検査士協会（ACEF）およびトレッドウェイ委員会支援組織委員会（COSO）が公表した不正に関する調査報告書を基に、財務諸表不正の現状と財務諸表不正にお

ける経営者の位置づけについて考察している。

3. 内部統制における不正対応

金融庁が公表したいわゆる内部統制基準およびCOSOの内部統制の枠組みにおいて、経営者不正に対してどのような対応が取られているか、また、内部統制において経営者不正に対してどのような対応を取ることができるのかについて検討している。

4. 不正リスク要因に関する新たなモデルの考察

不正に関する監査の基準において受け入れられてきた不正のトライアングルの考え方が、改訂されたCOSOの内部統制の枠組みにおいても受け入れられるようになった。しかし、近年では不正のトライアングルの考え方を修正したモデルが示されてきている。そこで、経営者不正を検討するための新たな知見を得るため、これらのモデルを取り上げて考察を加えている。

5. 研究のまとめと課題

新たなモデルは不正のトライアングルの考え方より幅広い視点で不正を検討することが可能と思われるものの、今後の実証や検証が必要であること、不正は国や地域によって特徴がみられることから、わが国の特徴を踏まえた形で検討することを課題として挙げている。